

# 電力調達仕様書（庁舎）

## 1 概要

### (1) 適用範囲

本仕様書は、乙訓環境衛生組合（以下「発注者」という。）の庁舎で使用する電気を受注者が供給することについて適用する。

### (2) 件名

電力調達（庁舎）

### (3) 供給場所

京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32

### (4) 業種

官公署（事務所）

### (5) 施設概要

事務所（蓄熱設備：無、太陽光発電設備：無）

### (6) 供給電気方式等

ア 電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧	標準電圧6,000V
ウ 周波数	60Hz
エ 受電方式	1回線受電
オ 常用自家用発電設備	無
カ 非常用発電設備	無

### (7) 需給地点

需要場所構内に本組合が設置した引込高圧開閉器電源側接続点

### (8) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は関西電力株式会社の所有である。

### (9) 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ。

### (10) 供給の方法

庁舎で使用する電気を需要に応じて受注者は全量供給するものとする。

## 2 供給仕様及び料金等

### (1) 契約方法

単価契約

### (2) 契約電力及び予定使用電力量

#### ① 契約電力（常時電力）

44kW

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

#### ② 予定使用電力量（常時電力）

60,300kWh

（詳細は、別表の供給期間月別予定使用電力量を参照のこと。）

### (3) 供給期間

令和3年8月24日0時から令和4年8月23日24時まで

### (4) 電力量料金単価区分及び時間帯区分別電力量

#### ① 電力量料金単価は、次の時間帯区分による。

時間帯区分	定 義
夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
その他季	夏季以外の期間

#### ② 時間帯区分別電力量の予定量は、次のとおりとする。

時間帯区分	予定使用電力量（常時電力）
夏季	17,100kWh
その他季	43,200kWh
合 計	60,300kWh

### (5) 計量

#### ① 計量方法

受注者の検針方法による。

なお、現行の検針方法（一般送配電事業者の計量装置）は、自動検針（一般送配電事業者へ検針データを送信する方法）である。

#### ② 計量期間

毎月24日0時から翌月23日24時まで

### (6) 基本料金

契約電力に基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、計量期間において全く電気の使用がなかったときは、さらに0.5を乗じて得た額とする。

## (7) 力率

### ① 料金の割引及び割増

計量期間ごとの平均力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき、基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき、基本料金を1%割り増しする。

なお、入札価格算定時の力率は100%とする。

### ② 平均力率

力率は、計量期間のうち、毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合は、その瞬間力率は100%とする。)ただし、計量期間において全く電気の使用がなかったときは、力率を85%とする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

平均力率(%)

$$= \text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

## (8) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件により算定される単価とする。

## (9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第32条第2項の規定に基づく納付金単価を定める告示により定められた単価とする。

## 3 電気の安定供給

(1) 受注者は電気の安定供給を図ること。

(2) 受注者は以下の理由により安定供給を図ることが困難な場合、発注者に事前に連絡し了解を得て、電気の供給の中止又は制限をすることができる。

ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りでない。

① 電気の需給上、やむを得ない場合

② 電力供給会社の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合

③ 電力供給会社の電気工作物の修繕、変更その他やむを得ない場合

④ 非常変災の場合

⑤ その他保安上必要がある場合

- (3) 一般送配電事業者の送電線を使用して電気を託送により供給する場合、受注者は当該一般送配電事業者との接続供給契約による安定供給を図ること。ただし、当該一般送配電事業者が3 (1) ①から⑤のいずれかの理由により電気の供給の中止又は制限を申し出るときはこの限りでない。

#### 4 その他

(1) 使用電力量の増減

予定使用電力量は、設備の稼働状況等により変動が生じる場合があるが、発注者は、その予定使用電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

(2) 通信設備等

本契約に伴い計量装置、通信装置、その他の付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合、すべて受注者の負担で行うこと。

なお、通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、速やかに受注者の負担で撤去すること。

- (3) 供給実施に際して、条件等詳細については、落札後締結する電気調達契約書において定める。

- (4) 本仕様書に定めのない事項については、受注者が定める約款の規定等に基づき、別途協議する。

以 下 余 白

## 供給期間月別予定使用電力量

	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
令和3年9月	5,700	100
10月	4,800	100
11月	4,800	100
12月	4,800	100
令和4年1月	4,800	100
2月	4,800	100
3月	4,800	100
4月	4,800	100
5月	4,800	100
6月	4,800	100
7月	5,700	100
8月	5,700	100
合 計	60,300	100

## 月別使用電力量実績（令和元年9月～令和2年8月）

	期間	時間帯 区分	使用電力量 (kWh)	最大需要電力 (kW)	力率 (%)
9月	8/24～9/23	夏季	4,616	30	100
10月	9/24～9/30	夏季	1,071	28	100
	10/1～10/23	その他季	2,770		
11月	10/24～11/23	その他季	3,535	19	100
12月	11/24～12/23	その他季	5,386	28	100
1月	12/24～1/23	その他季	5,146	34	100
2月	1/24～2/23	その他季	5,417	24	100
3月	2/24～3/23	その他季	5,643	30	100
4月	3/24～4/23	その他季	5,126	26	100
5月	4/24～5/23	その他季	3,293	16	100
6月	5/24～6/23	その他季	4,153	26	100
7月	6/24～6/30	その他季	1,215	36	100
	7/1～7/23	夏季	3,461		
8月	7/24～8/23	夏季	6,195	44	100
合計	—	—	57,027	—	—